

新型コロナウイルス感染症に係る安全な競馬開催のための基本的な考え方

令和2年7月6日

(令和2年7月30日改訂)

(令和3年4月8日改訂)

日本中央競馬会

〈目次〉

- 1 はじめに
- 2 感染防止のための基本的な考え方
- 3 リスク評価
 - ① 接触感染のリスク評価
 - ② 飛沫感染のリスク評価
 - ③ 集客施設としてのリスク評価
 - ④ 地域における感染状況のリスク評価
- 4 講ずるべき具体的な対策
 - ① 総論
 - ② 来場者の安全確保のために実施すること
 - ③ 厩舎関係者の安全確保のために実施すること
 - ④ 従事者の安全確保のために実施すること
 - ⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること
 - ⑥ 施設管理（競馬場・ウインズ・エクセル）
 - ア) 入場口
 - イ) パドック、スタンド、ウイナーズ・サークル等
 - ウ) 館内一般
 - エ) 窓口
 - オ) ロビー、休憩スペース
 - カ) トイレ
 - キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等
 - ク) 遊戯施設
 - ケ) 集客型のイベント等
 - ⑦ 広報・周知
- 5 厩舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応
- 6 来場者・馬主・報道関係者に感染者が確認された場合の対応

1 はじめに

本資料は、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け。新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。）及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日付け。以下「提言」という。）等を踏まえ、競馬場又は場外勝馬投票券発売所（以下「場外発売所」という。）において新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものである。

本資料では、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことが重要との対処方針を踏まえ、競走の実施、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売を行う場合の前提となる感染拡大予防対策に関する基本的事項を定めることとする。

本資料では、提言4.（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添「『新しい生活様式』の実践例」における留意点及び「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け。内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）」やその後に内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から発出された事務連絡等（以下「事務連絡等」という。）を参考に感染拡大予防対策を規定している。また、本資料は感染症学の専門家より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した意見等を踏まえて作成した。

競走の実施、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売（競馬法第4条により委託する競馬の実施に関する事務を含む）を行うに当たっては、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本資料に示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずべき具体的な対策」を踏まえ、個々の施設の様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染拡大予防に取り組む。

競走の実施、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売を行うかどうかの判断に当たっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえて適切に対応するとし、特に、競走を実施する競馬場において、一般の観客が入場する際には、施設が所在する都道府県に対して事前相談を行う。

なお、本資料の内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大

の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

競馬場又は場外発売所の施設の構造や規模等を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、当該施設に来場する一般の観客（以下「来場者」という。）、騎手・調教師・厩舎従業員（以下「厩舎関係者」という。）、役職員、従業員及び出入りする民間事業者等（以下「従事者」という。）、馬主及び報道関係者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずる。

特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本資料は、これを避けることなど、自己への感染とともに、他人への感染を徹底して予防することを旨とする。

3 リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、来場者、厩舎関係者、従事者、馬主及び報道関係者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、人気のあるレース開催日等は、多くの来場者や県境をまたいだ人の移動が惹起されることもあり、以下の③及び④で述べるリスク評価についても留意する。

なお、「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断した場合、又は都道府県知事からの要請等がある場合においては、競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売等は中断又は延期する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、マークカード記入用鉛筆、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施

設内で大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

現下の状況にあって競馬場又は場外発売所における勝馬投票券の発売を行った場合に、大規模な来場等が見込まれるかどうか、県境をまたいだ来場が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場に留まるかどうかなどを、これまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

その上で、対処方針等に沿った入場制限の判断基準となる施設全体及び施設内のエリアごとの収容可能な来場者数（来場自粛区域の設定を含む。）を評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、必要に応じて対応を強化する。

4 講ずるべき具体的な対策

① 総論

- 提言に基づく感染拡大防止対策の徹底が重要であることから、例えば、人と人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保）するため、必要に応じて以下の措置を講じる。
- フロアマーカ―やロープ設置等の工夫を行い、来場者同士の距離をできるだけ2 mを目安に（最低1 m）確保する。また、来場者が滞留しないように動線を確保する。
- 特定エリアに大勢の人が滞留しないよう、入場口、退場口、トイレの通路等の共用部のキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限（エリアごとの人数制限等）や整理人員の配置又は自動音声による注意喚起を行う。
- 感染防止のために入場制限を実施することが必要な場合は、施設の状況に即した方法を導入することとし、例えば、以下のような方策を講ずる。なお、施設の収容率又は人数上限の検討に当たっては、政府及び都道府県から示されている要件を遵守し、本資料に基づいて対策を講ずる。
- 無観客による競馬開催
- 勝馬投票券の発売レース数の制限
- 勝馬投票券の発売・払戻し時間の制限

- レース映像の提供制限
- オッズ情報の提供制限
- 有人窓口における勝馬投票券の発売の制限
- 飲食スペースや椅子スペースなど、滞留スペースの使用制限
- 時間差による入退場
- 入場者及び列に並ぶ者の整理
- 施設内のこまめな消毒や手指消毒のための消毒液の配置を行う。なお、消毒液は当該場所に最適なものを用いることとし、不足が生じないように定期的に点検を行う。（以下、消毒に関する記載において同じ。）
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の地方自治体の通知サービスの利用を推奨する。また、事務連絡等に基づき、施設の収容率及び人数上限の緩和を適用する場合には、可能な限り事前予約制又は入場時に入場者の連絡先を把握する措置を採るものとする。
- 飲食用に感染防止対策を講じたエリア以外（例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等）における飲食は禁止する。
- 感染防止対策の実施及び感染の疑いのある者が発生した場合の対応に際し、速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所等との連絡体制を整える。
- 高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合、以下のような対応を講ずる。
 - 速やかに他の来場者から隔離する。
 - 対応する従事者は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用等適切な防護対策を講ずるとともに、対応前後は手洗いの徹底や手指消毒を実施する。
 - 救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに事後の状況の把握に努める。
 - 当該者が感染していた時には保健所等による速やかな情報公開等に協力するとともに、ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒等の事後の対策を講ずる。
- 本資料に従って新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことについて、ホームページで周知する。

② 来場者の安全確保のために実施すること

- 来場前の検温実施の要請のほか、来場自粛を求める条件について、以下のような

内容を事前にホームページ等で周知するとともに、施設の入口に明示する。

- 発熱（37.5度以上の場合、又は37.5度未満でも平熱よりも高いことが明らかな場合）がある場合
- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 入場時や巡回などを通じて体調が悪いと思われる方への声掛けや検温を行い、発熱などの来場自粛の条件に該当する症状等があった場合には施設内への滞在をお断りし、医療機関の受診を促す。なお、入場又は滞在をお断りする場合には入場料や指定席料の払戻しに応じるなどの措置を講じる。
- 咳エチケット、マスク着用、こまめな手洗い・手指の消毒を要請する。マスクを着用していない方には個別に注意等を行うほか、マスクを持参していない来場者に対し、マスクの配布又は販売を行い、マスク着用率100%を担保する。なお、屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合には、熱中症に留意してマスクを外すことも周知する（以下、マスク着用に関する記載において同じ）。
- 大声を出さないなど、観戦マナーを啓発する。なお、大声を出す者がいた場合、個別の注意等を行う。
- 勝馬投票券やグッズ、飲食物などを対面で販売する場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルやアクリル板などは定期的に清拭消毒を行う。なお、アクリル板や透明ビニールカーテンの設置に当たっては以下に留意する（以下、ビニールカーテン等の設置に関する記載において同じ）。
 - 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しない。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用する。その際は、可能な限り薄いフィルム状のものより、板状のものを使用する。
 - 必要に応じて所轄の消防署に相談する。
- インターネット投票を推奨する。
- マークカードレス投票を推奨する。
- マークカード、パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とする。
- 勝馬投票券やマークカード、新聞等が散乱することのないよう、ゴミをこまめに

回収するとともに、これらを放置しないよう適宜呼びかけを行う。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を必ず着用し、作業後の手洗いを徹底する。

- 一旦手にしたマークカード又は鉛筆を戻さないよう呼びかける。また、一旦手にしたマークカード又は鉛筆を回収する備え付けの回収箱を設置する。
- 有料・来賓エリアの来場者の感染防止対策として以下の措置を講ずる。
 - 座席は原則として指定席とする。
 - 同一のグループ間（家族又は5名以内のグループに限る。）を除き、十分な座席の間隔（一列おき又は四方を空けた席利用等）を確保する。

③ 既舎関係者の安全確保のために実施すること

（健康管理）

- 既舎関係者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 既舎関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合及び以下に該当する場合は報告するよう要請する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 前項の場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、必要に応じて出勤の自粛を要請する。
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するよう促す（例えば、飲酒を伴う懇親会等の感染リスクのある行動の回避）。
- 咳エチケット、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底を要請する。
- 騎手服、作業着等を定期的に洗濯するよう要請する。

（移動）

- 自家用車など公共交通機関を使わずに移動できる既舎関係者に対し、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における交通事故等の防止に留意しつつこれを推奨する。

(宿泊)

- 調整ルームなど、厩舎関係者が競馬開催中に利用する宿舎については、可能な限り個室とする。宿舎の構造、部屋数及び公正な競走の確保等の観点から、個室とすることが難しい場合には、同部屋の人数を極力減らすこととし、かつ、同部屋の厩舎関係者ができる限り2mを目安に（最低1m）距離を保てるよう、部屋内にパーテーション等を設置し、部屋の空間と人の配置について最大限の見直しを行う。
- 就寝時を除き、部屋にいる場合において、窓が開く場合には1時間に2回以上、窓を開け換気するよう促すなど、宿舎全体や部屋を換気する。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要とする。

(浴場)

- 入浴は、小グループにて行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう要請する。
- 更衣室におけるロッカーの定期的な清拭消毒を行う。
- 更衣室におけるロッカーなどの配置についても、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保する。
- 浴場での共通のタオルの使用は禁止する。
- 浴室内の換気を強化する。
- 浴室、浴槽内、サウナ室における対人距離の確保及び会話を控えることなどを要請する。
- ドライヤーなど備品の清拭消毒を行い、共有の化粧品・ブラシ等の使用は禁止する。

(食事関係)

- 食事は、小グループで行うなど、一定以上の人数が一度に集まらないよう要請する。
- 食事前の手洗いを徹底するよう要請する。
- 飲食用に感染防止対策を講じたエリア以外における飲食は禁止する。
- 飲食する場合は、椅子を間引くなどにより、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保し、対面で座らないなどの工夫を行うよう要請する。また、食事中はできる限り会話を控えるよう周知する。
- ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、スタッフが料理を取り分ける、ひとりひとりに取り分け用のトングや箸を渡す、使い終わったト

ングは回収・消毒して共用しない等の取扱いを徹底する。

(休憩・休息スペース)

- ・ 休憩・休息スペースにおける共有物品（テーブル、椅子など）や高頻度接触部位は、定期的に消毒を行う。
- ・ 休憩・休息スペースを使用する際は、入退室の前後の手洗いの徹底を要請する。
- ・ 休憩・休息をとる場合には、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保することや、一定数以上が同時に休憩スペースに入らないよう、入場制限及び休憩時間をずらすなどの工夫を行うよう要請する。特に、屋内休憩スペースについては、スペースの確保（追設の検討を含む）や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(トイレ)

- ・ 便器は通常の清掃とし、不特定多数が使用する場所は定期的に清拭消毒を行う。
- ・ 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・ ペーパータオルや個人用タオルを使用することとし、ハンドドライヤーは停止する。

(控室)

- ・ 競走前後において、控室を使用する場合には、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保することや、一定数以上が同時に控室に入らないよう、入場制限及び利用時間をずらすなどの工夫を行うよう要請する。特に、スペースの確保（追設の検討を含む）や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。また、競走直前及び競走中を除いてマスクを着用することを基本とし、マスクを着用していない者には注意及びマスクの配付等を行う。

(輸送)

- ・ バス等で厩舎関係者を輸送する場合には、換気に留意し、マスクもしくはフェイスシールドの着用や運転席との間にビニールシート等で仕切りを設置することで飛沫を防止するとともに、できる限り2 mを目安に（最低1 m）座席の距離を確保するよう促す。また、15分以上連続して乗車の場合は、一定数以上が同時にバス等に乗車しないよう、乗車制限、輸送車の増便及び利用時間をずらすなどの工夫を行う。特に、スペースの確保や、常時換気を行うなど、三つの密を防ぐことを徹底する。

(設備・器具)

- ・ 馬具などのうち、個々の厩舎関係者が占有することが可能な器具については、共有を避け、共有する馬具等については、定期的に消毒を行うよう要請する。

- ドアノブ、電気のスイッチ、手すり、つり革、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・椅子などの共有設備については、頻繁に清拭消毒を行う。
- ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従事者は、マスクや手袋を必ず着用し、作業後の手洗いを徹底する。

(外部関係者の宿舎・競馬場施設への立入り)

- 取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、4④の従事者に準じた感染防止対策を求める。
- このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する取引先等に、施設内での感染防止対策の内容を説明するなど、理解を促す。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者、他の厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者との接触する機会を減らすよう、それぞれの業務内容ごとに行動する競馬場内のエリアを制限する。

④ 従事者の安全確保のために実施すること

- 従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握する。
- 従事者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合及び以下に該当する場合は報告するよう要請する。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 前項の場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を記録する。さらに、必要に応じて出勤の自粛を要請する。
- 感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」などを周知するとともに、行動管理を徹底するよう促す（例えば、飲酒を伴う懇親会等の感染リスクのある行動の回避）。

- 咳エチケット、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒を徹底して実施するよう要請する。
- ユニフォーム等を定期的に洗濯するよう要請する。
- 従事者から来場者に対する留意事項の説明や誘導のために必要な発話、及び来場者の質問に直接対応する機会を極力減らすために、館内放送やボード等による案内を活用する。
- 来場者等、体調の悪い方への対応を行う際は、マスクや手袋、フェイスシールドの着用等適切な防護対策を講ずるとともに、対応前後は手洗いの徹底や手指消毒を実施する。
- 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、人との接触を減らすための工夫を継続的に行う。
- 時差出勤により公共交通機関の混雑緩和を図り、また、自家用車など公共交通機関を使用せずに通勤できる従事者には、道路事情や駐車場の整備状況を踏まえ、移動時における交通事故等の防止に留意しつつこれを推奨する。

(開催時における移動エリアの制限)

- 競馬開催時において、来場者と接触する従事者と、厩舎関係者と接触する従事者を分けるなど、業務内容ごとにできる限り行動する競馬場内のエリアを制限する。

⑤ 馬主、報道関係者の安全確保のために実施すること

- 馬主、報道関係者の緊急連絡先を把握する。
- 馬主、報道関係者に対して毎朝の体温測定、健康チェックを促し、特に発熱又は風邪の症状がある場合及び以下に該当する場合は、来場自粛を求める。
 - 咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など、新型コロナウイルス感染症の症状が想定される場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合
- 咳エチケット、マスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒を徹底して実施するよう要請する。
- 馬主席においては、同一のグループ間（家族又は5名以内のグループに限る。）を除き、十分な座席の間隔（一列おき又は四方を空けた席利用等）を確保するよ

う要請する。

- 競馬開催時において、来場者、厩舎関係者、従事者、他の馬主や報道関係者との接触する機会を減らすよう行動する競馬場内のエリアを制限する。

⑥ 施設管理

(競馬場)

ア) 入場口

(厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診を促す。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。

(来場者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診を促す。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。
- 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、少数グループ（家族等）ごとにできるだけ2mを目安に（最低1m）間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、時間差入退場等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施する。

(入場券販売)

- 従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルやアクリル板などは定期的に清拭消毒を行う。
- キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるように周辺に消毒液を設置する。

イ) パドック、スタンド、ウイナーズ・サークル等

(厩舎関係者、馬主)

- 厩舎関係者、馬主などがパドック、ウイナーズ・サークルを利用の際は、相互の

身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。

（報道関係者）

- ・ 報道関係者が、ウイナ―ズ・サークル等において取材活動を行う際は、指定された取材章を佩用のうえ、取材対象者との身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。

（来場者）

- ・ 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- ・ 大声を出さないなど、観戦マナーを啓発する。なお、大声を出す者がいた場合、個別の注意等を行う。
- ・ 設置している柵など高頻度接触部位は、定期的に清拭消毒を行う。

ウ) 館内一般

- ・ 清掃、消毒、換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）を適切に実施する。
- ・ 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔を空けた整列を促すよう措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行

- う。
- 清掃やゴミの収集・廃棄を行う者は、マスクや手袋を必ず着用し、作業後の手洗いを徹底する。
 - ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意を促す。
 - 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いを徹底する。

エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス投票を推奨する。
- 対面で案内又は発売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するなど工夫して、飛沫を防止する。
- テーブルやアクリル板などは定期的に消毒を行う。
- 発売窓口に行列ができる場合は、できるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープ設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないように工夫する。

オ) ロビー、休憩スペース

- 飲食用に感染防止対策を講じたエリア以外（例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等）における飲食は禁止するとともに、対面での会話を回避するよう注意を促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔（できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保する）を置いたスペース作り等の工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- テーブル、椅子等の物品は、定期的に清拭消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行うよう要請する。
- 喫煙所の利用に当たっては以下の対応を講ずる。
 - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔を空けるなど、できる限り2mを目安に（最低1m）距離を確保するよう努め、人が密集しないスペース作り等の工夫を行う。
 - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないよう混雑時の入場制限を実施する。

- 常時換気が不可能な屋内の喫煙所は、使用を禁止する。

カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルや個人用タオルを使用することとし、ハンドドライヤーは停止する。
- (トイレの混雑が予想される場合、) できるだけ2 mを目安に(最低1 m)間隔を空けた整列を促す措置(フロアマーカーやロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等)を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は、定期的に補充する。

キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する等工夫して、飛沫を防止するよう要請する。
- テーブルやアクリル板などは定期的に清拭消毒を行うよう要請する。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2 m以上となるよう、またできるだけ対面の着座をしないよう、各店舗における席の配置についての工夫を要請する。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限(入場制限等)を実施するよう要請する。
- 施設内の換気を徹底するよう要請する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底するよう要請する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理、マスクやフェイスガードの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するよう要請する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう要請する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わない

よう要請する。

ク) 遊戯施設

- 利用時に、来場者にマスクの着用及び手洗いや手指消毒液の使用を促す。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限（入場制限等）を実施する。
- 身体保持装置などの高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。

ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、同一のグループ（家族又は5名以内のグループに限る。）、ごとにできるだけ2mを目安に（最低1m）間隔を空けて来場者を配置するなど、感染予防を徹底する。
- イベント参加者が声援や大声を出さないよう促す。なお、大声を出す者がいた場合、個別の注意等を行う。
- 着ぐるみ等が出演する場合は着ぐるみと触れ合う、また来場者に触れることのないよう留意する。

(ウインズ・エクセル)

ア) 入場口

(従事者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診を促す。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。

(来場者)

- 全ての入場口において、体調が悪いと思われる方への声掛け等を行い、発熱があった場合には施設内への入場を一旦お断りし、医療機関の受診を促す。
- 入場の際、手指消毒できるように消毒液を設置する。
- 来場者同士の身体的距離（社会的距離）を確保するため、待機場所には、少数グループ（家族等）ごとにできるだけ2mを目安に（最低1m）間隔が空くように措置（フロアマーカ―やロープの設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、時間差入退場等、そのキャパシティに応じ、目安の上限人数を下回る制限を実施する。

(入場券販売)

- 従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、またはアクリル板・透明ビニールカーテン等により購買者との間を遮断するなど工夫して、飛沫を防止する。テーブルやアクリル板などは定期的に清拭消毒を行う。
- キャッシュレスによる決済をできる限り推奨する。
- ボタン部分など高頻度接触部位は、特に注意して定期的に清拭消毒を行う。
- ボタン部分など高頻度接触部位を触った後に、手指消毒できるよう周辺に消毒液を設置する。

ウ) 館内一般

- 清掃、消毒、換気（機械換気や室温が下がらない範囲での常時窓開け）を適切に実施する。
- 特定エリア（発売機等）に行列が生じる場合、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔を空けた整列を促すよう措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を最低限にする。特に高頻度接触部位（勝馬投票券発売機・払戻機、テーブル、椅子の背もたれ・肘掛、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、自動販売機等）は定期的に清拭消毒を行う。
- 清掃やゴミの収集・廃棄を行う者は、マスクや手袋を必ず着用し、作業後の手洗いを徹底する。
- ゴミは定期的に収集し、ゴミ袋はしっかりと口を縛るなど清掃員以外接触しないように注意を促す。
- 清掃やゴミの収集・廃棄作業を終えた後は、手洗いを徹底する。

エ) 窓口

- 現金の取扱いをできるだけ減らす手段として、キャッシュレス投票を推奨する。
- 対面で案内又は発売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽するなど工夫して、飛沫を防止する。

- テーブルやアクリル板などは定期的に消毒を行う。
- 発売窓口に行列ができる場合は、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープ設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、人が密集しないように工夫する。

オ) ロビー、休憩スペース

- 飲食用に感染防止対策を講じたエリア以外（例えば、密になる可能性が高い通路やモニター前等）における飲食は禁止するとともに、対面での会話を回避するよう注意を促す。
- 休憩中に、人が滞留しないよう、間隔（できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保する）を置いたスペース作り等の工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。
- テーブル、椅子等の物品は、定期的に清拭消毒を行う。
- 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行うよう要請する。
- 喫煙所の利用に当たっては以下の対応を講ずる。
 - 屋外の喫煙所は、灰皿の間隔を空けるなど、できる限り2 mを目安に（最低1 m）距離を確保するよう努め、人が密集しないスペース作り等の工夫を行う。
 - 屋内の喫煙所は、三つの密を防ぐことを徹底し、人が密集することがないように混雑時の入場制限を実施する。
 - 常時換気が不可能な屋内の喫煙所は、使用を禁止する。

カ) トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清拭消毒を行う。
- 便座に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ペーパータオルや個人用タオルを使用することとし、ハンドドライヤーは停止する。
- （トイレの混雑が予想される場合、）できるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔を空けた整列を促す措置（フロアマーカ―やロープ等の設置による動線の確保、整理人員の配置等）を講じ、密集が生じないように工夫を行う。なお、密集を回避できない場合は、エリアごとの人数制限や警備員による注意喚起等、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限を実施する。

- 液体石鹼や手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は、定期的に補充する。

キ) 食堂・ファストフードコーナー、売店等

テナント事業者等と連携の上、以下の措置を講ずる。

- 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- 対面で販売を行う場合、従事者のマスクもしくはフェイスシールド着用、又はアクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する等工夫して、飛沫を防止するよう要請する。
- テーブルやアクリル板などは定期的に清拭消毒を行うよう要請する。
- 飲食物を提供する場合、家族等の一集団と他の集団との距離が概ね2 m以上となるよう、またできるだけ対面の着座をしないよう、各店舗における席の配置についての工夫を要請する。
- 混雑時には、そのキャパシティに応じ、目安の上限員数を下回る制限（入場制限等）を実施するよう要請する。
- 施設内の換気を徹底するよう要請する。
- 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底するよう要請する。
- 飲食施設に関わる従事者は、体調管理、マスクやフェイスガードの着用及び手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者も手指消毒を行ってから入場するよう要請する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するよう要請する。
- 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないよう要請する。

ケ) 集客型のイベント等

- 特に三つの密の回避に留意し、同一のグループ間（家族又は5名以内のグループに限る。）ごとにできるだけ2 mを目安に（最低1 m）間隔を空けて来場者を配置するなど、感染予防を徹底する。
- イベント参加者が声援や大声を出さないよう促す。なお、大声を出す者がいた場合、個別の注意等を行う。
- 着ぐるみ等が出演する場合は着ぐるみと触れ合う、また来場者に触れることのないよう留意する。

⑦ 広報・周知

- 来場者、厩舎関係者、従事者、馬主、報道関係者に対し、以下について周知する。
 - 健康状態等による来場自粛や、同じく健康状態等の報告及び必要に応じた出勤自粛の徹底（発熱又は風邪の症状がある場合。発熱の他に、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐がある場合。新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。過去14日以内に、政府から入国制限又は入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航者や当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある場合。以上の場合について必要に応じて来場の自粛又は出勤の自粛を要請する）。
 - 体調不良時に連絡する担当者・窓口への伝達方法（掲示による周知）。
 - これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「『新しい生活様式』の実践例」及び新型コロナウイルス感染症から回復した者に対する差別防止の徹底（放送や掲示による周知・広報）。
 - 来場に当たっての交通機関や飲食店の分散利用を呼びかける。
 - 来場者に対し、例えば、飲酒を伴う懇親会等の感染リスクのある行動の回避等、来場前後の感染防止を呼びかける。
 - 現金の取扱いをできるだけ減らすためのキャッシュレス決済の推奨。
 - 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の地方自治体の通知サービスの利用を推奨する。また、アプリのQRコードを入場口に掲示すること等による促進を行う。
 - 本資料及び施設ごとの対応方針に基づいて対策を講じることをホームページ等において周知し、対策を徹底する。

5 厩舎関係者・従事者に感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所等を消毒し、同一の場所で勤務する厩舎関係者や従事者に自宅待機させることを検討する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報

保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行う。

6 来場者・馬主・報道関係者に感染者が確認された場合の対応

- 保健所、医療機関の指示に従う。
- 保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- 感染者の行動範囲を踏まえ、必要な場所等を消毒する。
- 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行う。

備考：競馬場及び場外発売場における感染予防対策の実施については下記の情報もご参照ください。

- 新型コロナウイルス対応（国の方針等）

<https://corona.go.jp> （内閣官房）

参照

- 新しい生活様式の実践例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- 寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント

https://corona.go.jp/proposal/pdf/cold_region_20201112.pdf

本資料の作成に当たっては、以下の専門家に監修いただきました。

自治医科大学附属病院・感染制御部長（感染症科・科長） 森澤雄司 医師